# いしかりし <br>  



## $\bullet \diamond$

## 

## 

前文

## －$\bullet$


 す。



そのためには，ます，自治の主役てある市民が，等しくまちづくりの主体として尊重される中てそれて






# 自治基本条例はどうして必要なの？ 

元狞市は，これまでも長い歴史の中て，たくさんのの人たちか関わって まちづくりを進めてきたけれど，近ごろ石狩市（自治体）を取り巻く環
境はめまぐるしく変化してきているよね。

だから，この悇会に，あらためて石狩市のこれからのまちづくりの進 め方を地域全体で確認しようというのが，この条例を制定する一番大き な理由なんだよ。

## 石㑏市を取り巻く環境の <br> 寝化

## 地方分暒の進展

国が持っていた権哏やが金を都道府県 や市町村に移して，地域のことはそれ それの地域て決めるようにすることを「地方分棈」といいます。これからは自分たちの地域のことを，これまで以上に自分たちてきちんと考え，賣任を持って決めなければなりません。

## 3市村合供

平成17年10月に，旧石持市•屑田村•泜益村が合併して新しい石将市が誔生しました。
それそれの地域には古くからの歴史や地域性がありますのて，今後のまちつ くりについて，ひとつにまとまって考 えていくことになります。
シ要なサービスは，その人の圈かれて
$\begin{aligned} & \text { いる状況によってさまさまて，年々椱 } \\ & \text { 雜になってきています。すべての人が }\end{aligned}$
$\begin{aligned} & \text { いる状況によってさまざまで，年々複になってきています。すべての人が }\end{aligned}$
満足てきるようなサービスを行政が提
供することはむすがしいので，サービ
スの夏先願位や内容をみんなで考えた
り，市民や企業，団体なども地域の課
填に目を向けていく必要があります。

自分たちのまちを
良くしていく丸めため！
 さ明らかにする


市投开はもちろん，市尼•全新•目体なとも
 に取り組ず

## 

まちを良くするために，市民や企業，議会や市役所がいろんなことを やっているよね。
自治基本条例というのは，みんなが同じ目的を持って，助け合いなが らまちを良くしていくための基本になるルールを決めたものて，「まちの憲法」とも言われているんだ。

もっとはっきり言えば，これからの石狩市が目指そうとするまちの姿 や，まちづくりを進めるために市民や企業，議会や市役所が守る約東こ となどを決めているんだよ。

## こんな石㑏をあざそう！



## めでするちそうくるには！

## みんながあちづくりの主役として平等であることを確記します <br> 一人ひとりが自分のできることを考えて，磧框的にあちづくりに取り組んでい意京す市民と市が情報を共有して，しっかりとした恤侵の関係をつくっていきます

## あちづくりの曽本原則

## 挨 <br> 新共有 <br> 

## 3 まちこくりは地域みんなで考えるのね！

まちはひとつの共同体だから，まちを良くするためには，市役所や譜会はもちろんだけれと，市民や団体，企業なと，地域のみんながまちの
 ことを考えて，行動することが大事たよね。
もし，それそれが自分勝手なことを言って，バラバラに動いていては，決して良いまちはつくれないから，これからのまちづくりは，それそれ の役割をみんなで確涊しあって取り組んでいくことが必要なんだよ。

## それそれの囱割



E 石狩市の食禺を決定

- 市役所の仕事をチェック
- 市民の声を政策に反映
- 会議を公開し，情報の共有と提供に努める
－譲会を活性化するため に䜖会改革をつづける
■ 積橿的な調盽研究と政策提言の充実
－公正＝誠実•橎明性の高 い市政の執行
－市民の声を積極的に㯖 き，適切に市政に反映
－市政に関すす情報をわ かりやすく提供
－行革，危機管理など，ま ち－゙くりに求められる行政の取り組みを進める
－積極的に協鮔を推進


## （4）まちづくりのポイント＝『栾衝』つて？？



『協俉』というのは，市民•㦈会•市役所などが，まちをより良くす るために，役割を分担しながらお可いに足りないところを補って協力し合うことを言うんた。

例えば，子どもの安全なんかは，親や地域，学校や市役所など，みん なが協力し合って取り組んていかないといけない課題のひとつびゃない かな。それそれが自分の役割を果たすのは基本たけと，それたけては群決しない問題も地域にはたくさんあるよね。

たから，これからのまちづくりは，この『協謜』という考え方を基本 に進めていくことが大切なんた。

## 地或に目を向ける

地域てどんなことをやっているのか。地域にはどんな課題や問題があるのか。 まずは情䡙を手に入れすところからはしめてみすせんか？

広䡙しいかりやノ゙ンクレット，市のホームべージを㝟てあましょう

## 

## 市に意見を届ける

まちをもつと良くしていくためにみたさんが考にた意見は，いろいろな方法く市政に反映することが できます。あたさんの声をぜし市政へ！

## バフリンクコメ゙トに意見を出しましょう

hthp／／wuwilyisilicriholkdidop／pubic＿commenthtr｜

## 

市民会譩やワークショッフに結してみましょう


インターネシトで䡌べてみましょう
http：／／www．city．ishikari．hokkaido．jp／

## タウシミーテイングp



## 

まちた良くするためにみなをん自身ができることは たくさんあります。
まなさんも積阵的に活輠してみませんか？

## 町内会や自治会の活新に気加してみる

## 地域のボランティア活動に参加してみる



## 

（子どもの健全育成，環埧保全，まちづくりなど）
熼味のある活橲を自分で立ち上げる


## 石游市自治基本条例

## 《前文は表紙に記載》

## 第1章 総 則

（目的）
第1条 この采伺は，石特市のまちづくりに関する基本理念及ぴ原剘を示すとともに，まちごくら
機関の責䅂並びに市政運学の諸原則を定ある ことに上り，市展自消に上るまちづくりを害現することを目的とする。
（定蔫）
第2条 この条例において，大の各号に揭げる用詩の意美は，当謓各号に完かるところによる。


（2）市民 大のかいだれかに護当ずるらのをいう。 フ住民
1 石特市内な就業，谚学きの他の藺統的な活陲を行ら者
方 石特市内せ学業し，又は䄆動する法人又は団体
（3）石来市 自詒体としての石特市もいう。

（5）まちごくり 市民が心豊がた，活力にあるれ，転やかに话動けることがせきる石䊉市老実現士るために求められる公共的な話動をいう。
通の目標を遠成するため，それそれの都制を果たしながち，相互に科完し，格力すること をいう。
（7）地域コミュニティィ組織 石行市内の一定の地

 5．

## （荣倒の位宣付け）

第3条 この条傦は，石特市のまちづくりに閉ける最高松䡩であり，市及び市民は，この条例の趣皆を最大限に部重しなければならない。
2 市は，条留の制定，計画の策定もの他の市政運营に当たっては，この楽例の内察との整合を園 らなけぞいだならない。
（まちづくりの基本原則）
 の共通誢槝のちと，市民及ぜ市又は市民同士 の鹊敛により進らることを基本とする。
2 石䊉市のまちづくりは，市民及び市がまちづく りに関する情朝を共有しながら進めることを基木とする。
3 石籿市の娄ちつくりは，未来の市民への責任を自買し，持続可能性を矿保しながら進めること を基木どるる。

## 第2章 市 民

（市民の轻利）
第5条 市民は，主体的かつ平等にまちゃつくりに类加 することができる。
2 市民は，市政に欮する情靬を知り，及び市政に閣する䬧明を求みることができる。
3 市民は，石特市内において，安全で安心して生狧し，又は活動する興境を求かることがでもる。 （市民の責柕）
第6涤 市民は，まちづくりの主体をして，その役割を自覚するとともた，互いを墓重しつつ，捣偳 によるますーくりにあ加するよう努かるもの とする。

2 市民は，まらつくりに索加するに当たつては，自らの卷言及ひ行賏に責任を持つあのとする。

## 第3章 講会及ぜ講員

## （講会の役割及び責務）

関の市政逃学を監梘し，及びけん制ける衫割を果たす。
2 義会は，市民白祮による击ちづくりを推隼する ため，広く市民の声を諌く機会を設けるなと，市民の意思を把遅し，政策の形成に反映きせる ものとする。
将来に向けだちごくりの展施を持って沿動し なければならない。
 の其有化を図るため，皘電的に情報を提供する よう努わなけれい゙ならない。
5 䍜侌は，撞会の活性化を推進するため，自ら不所の䍚会改革に努あなければならない。

## （䜕員の責薪）



 に行い，政策拱言の充尧に努めなければならな い。
3 境員は，まちづくりについての自らの考えを市民に明らがにし，蹱全䄆野を推進することによ り政祮責任を果たすよう等めなければならない。
4 諷員は，讙会が言耣の府であることを十分に部識し，討議の活性化に复あなければならない。
（境击事泰局）
整局機能の充靑に努めるものとする，

## 第4章 執行櫚関及び倳員

## （市長の書酪）

管10穌 市良は，石持市の代表者として，住民の信化に
体等がこの条例か趣白を体現しながらもれで れの钤割を果たさことがてきるよう，必要な綶合潩整を適切に行わなければならない。

明しなければならない。

## 

篔11菜 執行機関は，公正に，識実に，かつ，透用性の向上が图られるよう市政を執行しなけれはな らない。
2 桃行機関は，市民の意見を積蔵的に把握し，市政に適吅に反映させるよう务めなければならな い。
3 執行機閉は，市䭾に閣与る情䡙を市民に分かっり やすく賏供しなければならない。
（市埭員の责稳）
管12条 市職貝は，全体の奉仕者であることを常に自覮 し，市民の梘庶に立って，公正，誠夹がつ能事的に職伺を羊行しなければならない。
 けたばならない。
3 巾機員は，旙務の羊行に必要な能力の向上に努 わるとともに，常に自己の研㳟に努わなければ ならない。

## 第5章 行政運営の原則 <br> （市政連学の原則）

第13絭 市政は，石䉼市の実情表十分䠑きネつつ，自主的，自律的かっ銧合的な主ちつくらぼ青与 するように連営さえなければならない。
2 市は，前頂の䭉旨にのっとり，まちつくりに必要となる条例等の制定改廑受び法令の解紎を通域に行わなければならない。

## （需敖公開）

第14㮅 市は，市政に関する情報を，市民の謰求に虑 せ，又は自ら積棈的に市民に蜑僙けるための措苴を買しなければならない。

## （個人情軙保讙）

第15罙 市は，但人悄報の適止な收集及び管理前びに適切な開示，新正及ひ利用亭止を行うための措宣を㳟しなけえじならない。

## （喼合計画）


 して「紀合計画1という，）を䉒走するものとする。
十わいでならなに，

切に見道さなければならない。
 を実絰したけれはならない
（行政改革）
第17稁 市提は，最少の紐費で展大の市民福䄳を图る ため，不断の行政改革に取り組まなければな らない。
2 市長は，行政改革の目标及じもれを安哯するた
 とする。
（行政評佰）
第18条 轨行機関は，実施士る淢策について，客镇的 かつ竘事的な伍を行わなければならない
施ける座策について必要な見直しを行うもの とする。
（时政運学）
第19条 市長は，市の㻚政㧋况に閉する情铌を，市民 に分からやすく㧹供しなけえばならない。
用を図らなければならない。
 を策定するものとする。
（蝟糧螎成）
第20条 市の粗线は，市民に分かりやすく，聞素で，効事的がつ機能的にもの日的を遠成こをらよ り成成されなければならない。
2 市の組蟣は，湳邚に連橓，借報交換等を行い，縄合嘀に活野の効果を上げるよう運営されな ければならない。

## （碚員育成）

第21条 市長は，専門的な知裁，技能及び高い惀理覞

 なければならない。

## （行政手郓）

第22条 執行機関は，市政運営になける公平性の確保 と逢明化の向上教図り，市民及び利害間集者 の根利利益を保墸するため，処分，届出，行
 ればならない。
（象機薨理）
第23条 市畏は，市民の生㓱，身体反び財産を突害等 から守るため，市民部溒の啓発に努めるとと あに，絙合的な危機管理を図るために必要な措量を䍜しなければならない。

## 第6章 協働によるまちづくりの推進 <br> （協脽によるまちづくりの推進）

 する市民の白主性及ぜ各主体の特性を䒤重す
慮するものとする。
創出するよう努めなければならない。
3 市川，主ちづくわを月的として主体的に活動す る市民の自主性及び自立性を普重するととあた， と要な支掼を行らことができる。
（行故活動への市民的加の維進）
程におるいて，適包な市民考加の譏会が確保され るよう术雷な措貫を譩しなければならない。
2 執行情関は，市耻の重要事項又は市民の開心の高いこ車頁について，その泱定前に市民の意見を
 するための掃圈を講じなければならない。
3 執行機関は，棗議会等に市民の多機な意見を反映するため，委員の公募，男女比率一の碃虐を の他の必要な措䔬を講じるものとする。
（地域コミュニティ相機）
域コミニニティ組蟣が果たす段割を諰鐡し，そ の䄆動に自主的に参加，椨力するより努むるも のをする。
（住民投票）
 などの事由により，住氏の意思を直接確認した业く決定すへきと制断した事案については，㖽 に栄例を定わ，住民投票を実䢟するらのとする。
 しなければならない。
3 发票萁格きの他住民没票の奏施について必要な事頭は，その都度剧に条例で定ゆる。

## 第7章 他の自治体等との連擭協力 （市外の人々等との連権）


狩市のまちづくりを上り帾果的に進めるよう目薏するものどる。
（他の自詥体䇺との瑇力）

 する。
2 石数市は，国及び北海道に対し，夜制分抯の bと対等の関俰せまちづくりを䢖める立場か ら，石持市のむちづくりに这要な棈力を求め。及びと要な施策の提案等を行うものとする。

## 第8章 条例の見直し

## （槀例の見直し）

簄30条 市は，5年を超えなし期間ごとにこの条何が恃会情烈め変化苦に適合したすかかどうかにつ いて愌討を行い，その結果に基づいて必要な見直した行うちのとずる。

[^0]


[^0]:    ## 附 則

    ## （㫿行期日）

    1 この条例は，平成20年4月1日から旅行きる。
    
    2 石狩市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26年条例策4号）の一部を次の上うに改正す着。（以下䧄）
    䀠 則（平成25年条例第1号） この条例は，平加25年4月1日かっら旅行する。

